

26高小中第1479号
平成26年12月26日

各市町村（学校組合）立学校長 様

高知県教育委員会事務局小中学校課長
（公 印 省 略）

期限付職員に交付する勤務条件説明書の内容変更について（通知）

公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、期限付職員に交付する勤務条件説明書の内容が下記のとおり変更されました。

つきましては、期限付職員に対して、「別添3」を必要部数コピーしお渡しいただきますようお願いいたします。

なお、改正内容の詳細につきましては、平成26年12月26日付け26高教福第1112号の高知県教育委員会事務局教職員・福利課長通知を参照ください。

記

別添3 期限付職員の給与等について

1 手当について

（4）特殊勤務手当（H26.12.26改正 H26.10.1適用）

教員特殊業務手当の支給日額の引上げ

区 分	現 行	改 正 後
②学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務	6,000 円	7,500 円
（非常災害時における児童生徒の保護又は緊急の防災・復旧）	6,400 円	8,000 円
③修学旅行等の引率指導業務（宿泊を伴うもの）	3,400 円	4,250 円
④対外運動競技等の引率指導（宿泊を伴う又は週休日等）	3,400 円	4,250 円
⑤部活動の指導業務（2時間以上4時間未満）	1,200 円	1,500 円
（4時間以上）	2,400 円	3,000 円

（平成26年10月から同年12月分に係る差額については平成27年1月に追給）

（7）期末・勤勉手当（H26.12.26改正 H26.12.1適用）

勤勉手当：年間1.37月（6月支給0.635月、12月支給0.735月）に変更

<担当>

高知県教育委員会事務局
小中学校課（総務担当）

期限付職員の給与等について

1 手当について

(1) 扶養手当

扶養親族のある職員に支給される手当

但し、支給手続、支給範囲及び支給額については、正式任用の教職員に準ずる

- ・配偶者 13,000 円
- ・その他の扶養親族 6,500 円（配偶者のいない職員の場合はそのうち1人につき11,000 円）
- ・扶養親族のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000 円を加算

(2) 住居手当

借家若しくは借間に居住し、一定額（12,000 円）を超える家賃若しくは間代を払っている職員に支給される手当

但し、支給手続、支給範囲及び支給額については、正式任用の教職員に準ずる

- ・借家、借間に居住し、月額12,000 円を超える家賃を支払っている職員
- ・月額23,000 円以下の家賃を支払っている職員には家賃から12,000 円を控除した額
- ・月額23,000 円を超える家賃を支払っている職員には家賃から23,000 円を控除した額の1/2を11,000 円に加算した額（限度額27,000 円）

(3) 通勤手当

片道2km以上の通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給する手当

但し、支給手続、支給範囲及び支給額については、正式任用の教職員に準ずる

- ・自動車等通勤者

2～ 6km 未満	3,300 円	35～40km 未満	22,000 円
(5～ 6km 未満)	4,300 円	40～45km 未満	24,800 円
6～10km 未満	5,600 円	45～50km 未満	27,200 円
10～15km 未満	8,000 円	50～55km 未満	29,600 円
15～20km 未満	10,700 円	55～60km 未満	32,000 円
20～25km 未満	13,500 円	60～65km 未満	34,400 円
25～30km 未満	16,300 円	65km～	36,800 円
30～35km 未満	19,200 円		
- ・交通機関利用通勤者

3箇月定期券（6箇月を利用する者は6箇月）の価額により一括支給

但し、任用期間によってはこの限りではない（1箇月あたりの支給限度額 56,200 円）
- ・交通機関と自動車等を併用して通勤する者

運賃等相当額に自動車等通勤キロ数に従った金額を加算した額を運賃等相当額とみなし、上記の例により支給する（1箇月あたりの支給限度額 56,200 円）
- ・特別急行列車等を利用する者

1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（上限額2万円）を別途支給

※高速道路の場合は、通勤距離が40km 以上又は通勤時間が概ね80分以上で高速道路利用により通勤時間が30分以上短縮される場合に限る

(4) 特殊勤務手当

著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給与で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して、その勤務の特殊性に応じて日額で支給される手当

- ①多学年学級担当 2学年以上 290 円/日 3学年以上 350 円/日
- ②学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務 7,500 円/日
（非常災害時における児童生徒の保護又は緊急の防災・復旧 8,000 円/日）
- ③修学旅行等の引率指導業務（宿泊を伴うもの） 4,250 円/日
- ④対外運動競技等の引率指導（宿泊を伴う又は週休日等） 4,250 円/日
- ⑤部活動の指導業務 2時間以上4時間未満 1,500 円/日 4時間以上 3,000 円/日
- ⑥入学試験業務 900 円/日

(5) 時間外勤務手当

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員（講師を除く）に対して支給される手当

- ・平日 1時間あたりの給与額の125%（深夜150%）
- ・週休日及び休日等 1時間あたりの給与額の135%（深夜160%）
- ・同一週以外の振替 1時間あたりの給与額の25%
- ・月60時間を超える場合 1時間あたりの給与額の150%（深夜175%）

(6) へき地手当

へき地学校等に勤務する職員に支給される手当

(給料の月額+扶養手当月額)×支給割合

支給割合 ・準ずる学校 1% ・1級地 3% ・2級地 5% ・4級地 14%

(7) 期末・勤勉手当

6月1日、12月1日にそれぞれ在職した職員に対して、雇用期間等に応じて支給する

・期末手当：年間2.55月（6月支給1.20月、12月支給1.35月）

・勤勉手当：勤務成績が良好な職員の年間月数1.37月（6月支給0.635月、12月支給0.735月）

2 給与締切日 当該月の5日

3 給与支給日 正式任用の教職員の例による

※但し、4月については25日（25日が土曜日に当たるときは前日、日曜日に当たるときは翌日）